○地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（総務省告示第二百四十三号）新旧対照表

（傍線は改正部分）

改正後	改正前
（地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金に係る算定の基準） 第二条　規則第十五条第二号に規定する総務大臣の定める基準は、当該貸付金の貸付残高のうち、当該貸付金の償還実績を勘案した上で確実に償還が見込まれる額（当該貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の償還に充てるため、当該地方公共団体の一般会計等が補助することが見込まれる額を除く。）とする。	（地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金に係る算定の基準） 第二条　規則第十五条第二号に規定する総務大臣の定める基準は、当該貸付金の貸付残高のうち、当該貸付金の償還実績を勘案した上で確実に償還が見込まれる額 とする。